

2024 年度 いじめ防止基本方針



水戸市立稲荷第二小学校
(2024 年 4 月 1 日改定)

<目 次>

I いじめ防止のための基本方針

1 いじめの定義

2 いじめに対する基本的な考え方

3 いじめに対する学校の取組

(1) 水戸市立稲荷第二小学校いじめ対策委員会の設置

(2) いじめの未然防止に向けて

(3) いじめの早期発見のために

(4) いじめの早期解消のために

4 家庭における役割

5 重大事態への対処

II 資料

1 いじめ問題の理解

(1) いじめの様態

(2) いじめの構造

2 いじめ防止対策推進法（概要）

3 いじめ対応マニュアル・重大事態対応フロー図

I いじめ防止のための基本方針

1 いじめの定義

いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

なお、いじめの発生場所は、学校の内外を問わない。

（「いじめ防止対策推進法」〔以下「法」という〕第2条第1項から）

※「一定の人間関係のある者」

同じ学校・学級や部活動の者、当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童が関わっている何らかの人間関係のある者を指す。

※「心理的又は物理的な影響を与える行為」

＜心理的な影響を与える行為＞

- ◆ 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる。
- ◆ 仲間はずれや集団による無視をされる。
- ◆ いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをさせられる。
- ◆ パソコンやスマートフォン、タブレット等で誹謗中傷や嫌なことをされる。

＜物理的な影響を与える行為＞

- ◆ ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。金品をたかられる。
- ◆ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。

2 いじめに対する基本的な考え方

本校職員は、以下の認識をもって指導に当たり、毎年度研修を重ね、いじめの未然防止に努めるものとする。

- (1) いじめは、いかなる理由があるとも許されない。
- (2) いじめは、人権を著しく侵害し、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。
- (3) いじめは、どの学校でも、どの学級でも、どの児童にも起こり得るものである。
- (4) いじめの場に居合わせる「観衆」「傍観者」も、いじめを助長する存在である。
- (5) いじめは、大人の目の届かないところで起こることが多く、発見しにくい。
- (6) いじめられている側にも責任があるという認識は間違いである。
- (7) いじめられている児童を確認したときは、その児童の立場に立ち、絶対に守り通すという意識で児童に寄り添う。
- (8) いじめている児童に対しては、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。
- (9) いじめはその行為の態様により、犯罪行為として取り扱われる場合もある。
- (10) 日頃から、保護者との信頼関係を大切にし、地域や専門機関との連携協力に努める。

児童生徒の責務【「茨城県いじめの根絶を目指す条例」条例第4条、15条より】

- (1) いじめをしてはいけません。
- (2) いじめをされたり、いじめを見たり、聞いたりしたら、相談をする。
- (3) 困ったことがあったら、一人で抱え込まずに、信頼できる大人に相談する。

<発達段階によるいじめの特徴>

- 【低学年】 ○ 自分の感情を上手に表現できないことから手が出てしまう。
○ かかわり方の不器用さから相手に不快感を与える。
- 【中学年】 ○ 仲間はずれや無視など心理的ないやがらせが見られるようになる。
○ 嫉妬心や支配欲から、いたずらやいやがらせをする。
○ 自分たちの集団と異なる雰囲気をもった相手を排斥しようとする。
- 【高学年】 ○ 仲間はずれや無視、執拗に悪口を言うなど心理的ないじめが多くなる。
○ 小集団同士の対抗意識が激しくなり、いじめに発展することが多い。
○ いじめがあっても、それをいじめと認める割合が急激に減少する。
- 【中学生】 ○ 他者がいじめられることを愉快に感じたり、他者がいじめられていることに無関心を装ったりする行為がしばしば見られる。
○ 小集団内で仲間同士の中傷から生じるいじめ、仲間内での優位性を誇示しようとするいじめ、仲間同士の結束を高めるためのいじめなどが多く見られる。

3 いじめに対する学校での取組

(1) 「水戸市立稲荷第二小学校いじめ防止対策委員会」の設置

① 構成員

<いじめ防止対策委員会（常時及び発生時）>

校長，教頭，教務主任，生徒指導主事，養護教諭，学年主任
特別支援教育コーディネーター，スクールカウンセラー

② 役割

- 未然防止のための教職員研修の計画(月1回コンプライアンス研修時への位置づけ，教務主任)
- いじめの相談・通報の窓口（養護教諭）
- いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録，共有（教務主任・生徒指導主事）
- いじめを認知した場合の情報の迅速な共有，関係ある児童生徒への事実関係の聴取，指導や支援の体制・対応方針の決定，保護者との連携等の対応についての助言指導（校長，教頭，S C）

(2) いじめの未然防止に向けて

① 児童による主体的ないじめ防止活動の取組

- 児童一人一人が「いじめは人間として絶対に許されない」ことを心から理解するとともに、いじめを傍観している自身も、いじめに関与していることと同じであると認識し、いじめ問題を自分のこととして考え、自ら活動できるよう児童の主体的な取組を通して、いじめについて学び、いじめを許さない集団になるよう働きかける。
- 企画委員会が中心となり、あいさつ運動、「いじめ防止集会」等、いじめをなくす取組等を企画し、年間を通じて全校児童が関わる場を設定する。
 - 縦割り班活動など学校行事に異学年が支え合って取り組むような活動を意図的に実践する。
 - 総合的な学習の時間等の中で、地域でのマナーや社会のルールを習得できる場面を設定する。
 - 自分たちで学級のルールをつくる話し合いを行うなど、特別活動の時間を充実させる。
 - 道徳の時間等を通して、社会が抱える問題を考えたり、地域での自分の行動を見つめさせたりする。
 - スマートフォン等を通したいじめを防止するための啓発活動を推進する。

② 教職員の資質向上に向けた取組

- すべての教育活動を通して、自分を大切にすることと同時に、他者を大切に
授業づくりを行う。
- 学校生活での悩みの解消を図るために、S C等を活用した研修を計画的に実施する。
- 教職員の言動でいじめを誘発・助長・黙認することがないように、言動には細心
の注意を払うとともに、教職員が相互に注意し合える環境を醸成する。
- 新型コロナウイルス等の感染症罹患者に対する偏見や差別が生まれないように、細
心の注意を払う。
- 常に、いじめに対する危機感をもち、教職員の研修を充実させ、教育相談体制の
整備、相談窓口の周知徹底を図る。
- 地域や関係機関との定期的な情報交換を行い、日常的な連携を深める。

③ 「いじめ防止対策会議」年間活動計画

月	P l a n - D o	C h e c k - A c t i o n
4	<input type="checkbox"/> 第1回いじめ防止対策会議 (組織の目的, 活動内容の確認) <input type="checkbox"/> 未然防止の検討, 各防止策の実施期間の 決定 <input type="checkbox"/> 校内研修計画の確認	<input type="checkbox"/> 共通理解の確認 <input type="checkbox"/> 配慮を要する児童への対応検証
5	<input type="checkbox"/> 個別面談や教育相談の実施時期の決定	<input type="checkbox"/> 配慮を要する児童への対応検証
6	<input type="checkbox"/> 未然防止策の進捗状況の確認	
7	<input type="checkbox"/> 第2回いじめ防止対策会議	<input type="checkbox"/> 1学期の課題の検証と2学期の活 動確認
8		<input type="checkbox"/> 校内研修の検証
9		
10	<input type="checkbox"/> 個別面談の計画と実施	
11	<input type="checkbox"/> 第3回いじめ防止対策会議	<input type="checkbox"/> 2学期の課題と検証及び3学期の 活動の確認
12		
1		
2		<input type="checkbox"/> 次年度年間計画の検証
3	<input type="checkbox"/> 第4回いじめ防止対策会議	<input type="checkbox"/> 3学期の課題と検証及び来年度の 活動の確認
通年	<input type="checkbox"/> いじめが発生した場合の対応	

④ いじめ防止のための取り組み年間計画

月	実施計画
4	○児童の情報交換, 指導記録の引継ぎ ○いじめ対策に係る共通理解, いじめ対策組織編制 ○学級開き, 人間関係づくり, 学級ルール(目標)づくり ○児童集会(1年生を迎える会) ○保護者へのいじめ対策についての説明と啓発(学級懇談会・PTA総会) ○学校生活アンケート
5	○生徒指導上配慮を要する児童の情報交換 ○学校生活アンケート ○3年生以上のQUテスト実施(1回目)
6	○生徒指導上配慮を要する児童の情報交換 ○学校生活アンケート
7	○生徒指導上配慮を要する児童の情報交換 ○学校評価の実施・結果分析と改善策の検討 ○学校生活アンケート

8	○校内研修
9	○生徒指導上配慮を要する児童の情報交換 ○学校生活アンケート ○行事を通じた人間関係作り（遠足）
10	○生徒指導上配慮を要する児童の情報交換 ○学校生活アンケート ○行事を通じた人間関係作り（宿泊学習・遠足） ○3年生以上のQUテスト実施（2回目）
11	○生徒指導上配慮を要する児童の情報交換 ○学校生活アンケート ○いじめゼロ集会
12	○生徒指導上配慮を要する児童の情報交換 ○学校生活アンケート ○人権教室・人権意識啓発活動
1	○生徒指導上配慮を要する児童の情報交換 ○学校生活アンケート
2	○生徒指導上配慮を要する児童の情報交換 ○学校生活アンケート ○次年度に向けた「いじめ防止基本方針」の見直し
3	○生徒指導上配慮を要する児童の情報交換 ○学校生活アンケート ○小・中学校の情報交換・連携のための連絡会の開催 ○記録整理，次年度への引継ぎ情報の作成

(3) いじめの早期発見のために

いじめは、目の届きにくいところで発生することが多いため、学校・家庭・地域が協力して実態把握に努める。

- ① 日常における児童の小さな変化やサインを見逃さない。（「いじめ発見チェックリスト」の活用，校内巡視等）
- ② 定期的なアンケート調査の実施。（月1回程度実施）及びSCによる教育相談を実施。
※アンケートで認知件数が0件であった場合にも，児童や保護者への確認等を通して把握に努める。
- ③ 不安や悩みは相談することで解消に向かうことを知らせる。
- ④ 児童の行動に目を向ける。
- ⑤ 保護者と情報を共有する。（連絡帳の活用，電話連絡・家庭訪問，あいさつ運動等）
- ⑥ 地域・関係機関と連携する。（地域行事への参加，関係機関・民生委員との情報交換等）
- ⑦ 校内オンライン相談窓口の活用。

(<https://docs.google.com/forms/d/e/1FAIpQLSeolKZ6ZrBkW4Z3PwSFsKcab70LXLEbzUth7jE8BPp4KsqKIA/viewform>)

☆「いじめ早期発見チェックリスト」

チェック項目	
日頃と違う表情（視線に注目）をしていないか。	
理由のはっきりしない遅刻や欠席はないか。	
落ち着きがない，おどおどしている等の様子はないか。	
グループをつくる時にいつも最後まで残っている児童はいないか。	
友だちからのあいさつや言葉がけが少ない児童はいないか。	
一緒に遊んでいる友達に，異常なほどの気遣いをしていないか。	
特定の児童が失敗すると，やじられたり，笑われたりしていないか。	
学級全体に無気力感が漂っていないか。	
一部のボスのな児童を中心に小集団化して，相互の対立や享乐的雰囲気はないか	

☆「児童を観る具体的な視点」

- A いつも一人で登校するか、友達と登校していても表情が暗い。
- B 朝早く登校したり、遅く登校したりしている。
- C 自分からあいさつをしようとせず、友達からのあいさつや声かけもない。
- D 教師からのあいさつの声かけに対し、はっきりとした返事が返ってこない。
- E 元気がなく、顔色がすぐれない。
- F はっきりした理由もなく欠席する。
- G 健康観察で元気がない返事をしたり、返事をしなかったりする。
- H 健康観察で、頭痛・腹痛・体調不良をよく訴える。
- I 遅刻・早退が目立ってきている。
- J 発言や態度に、異常なほど周囲への気遣いが見られる。
- K 次の学習の準備をしないでぼんやりしていたりそわそわしていたりしている。

☆「教師自らを振り返る視点」

- ア 児童の登校時刻、形態等を把握し、それに応じた温かい対応ができているか。
- イ 教師の側から「おはよう」の声かけをし、児童の心理状態を把握しているか。
- ウ 朝の過ごし方を把握し称賛・励ましや児童相互の教え合いを奨励しているか。
- エ 健康観察で、一人一人を視診するとともに、気になる子への声かけをしているか。
- オ 朝の会で、一日の予定をきちんと説明し、目的をもった生活をしようとする意欲をもたせているか。
- カ 朝の会等で欠席者を伝え、教師の温かい思いやりを学級成員（児童一人一人）に伝える工夫をしているか。
- キ 児童の遅れてくる原因を追及する前に、温かく迎える雰囲気を作っているか。
- ク 次の学習に対しての意欲づけをしているか。

(4) いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携

- ① 犯罪に相当する事実を含むいじめ対応において警察との連携を徹底する。
- ② 警察との日常的な情報共有体制を構築し連携を強化する。
- ③ いじめが犯罪行為に当たると認められる場合、警察への相談・通報を行うことを保護者に周知する。

(5) いじめの早期解消のために

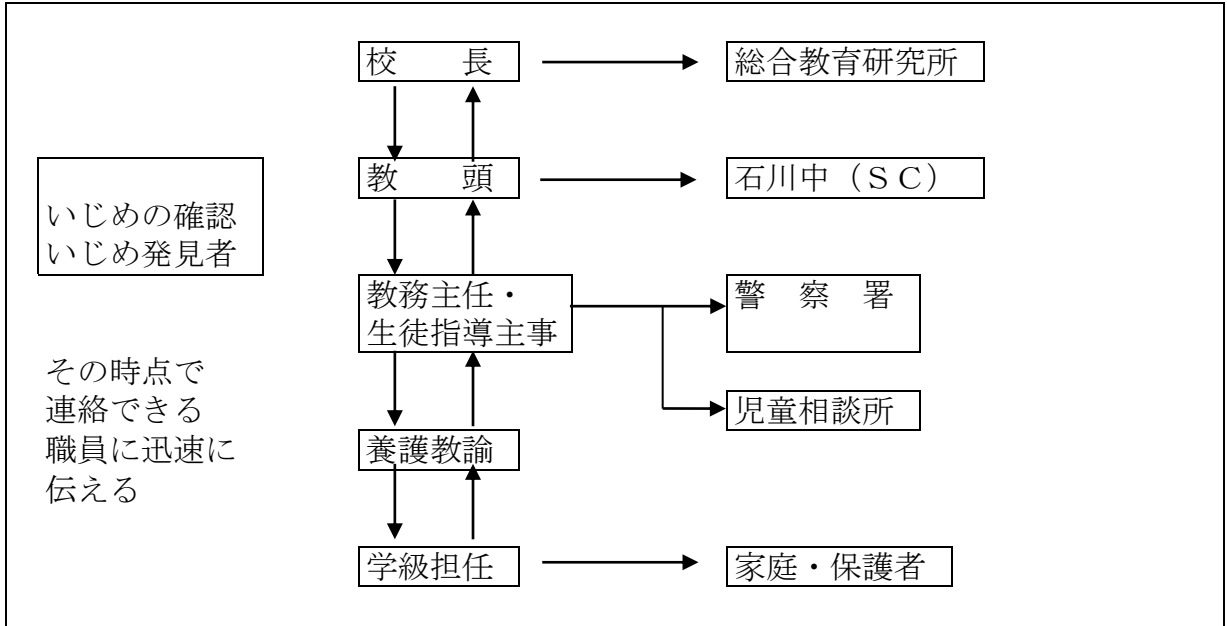
いじめを認知したときは、早期解消を目指して、学校全体で組織的に対応する。

- ① いじめられている児童やその保護者の立場に立ち、迅速で詳細な事実確認を行う。
- ② 学級担任等が一人で抱え込むことのないように、学校全体で情報を共有する。
- ③ いじめの起こった事実に基づき、児童やその保護者に説明責任を果たす。
- ④ 加害児童には、行為の善悪をしっかりと理解させ、反省・謝罪をさせる。
- ⑤ いじめが完全に解消するまで、少なくとも3か月間は継続的に観察・指導するとともに、生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに警察に通報し、適切に援助を求める。

※被害児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間（少なくとも3か月を目安）継続していること。被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。〔第2-3-(1)「いじめ解消」の定義〕

- ⑥ 保護者とも継続的に連絡を取り合う。
- ⑦ 必要に応じて、SCなどの派遣を要請し、関係児童の心のケアに努める。
- ⑧ 犯罪に相当するいじめの行為に対しては、早期に児童相談所や警察等に相談して協力を求める。

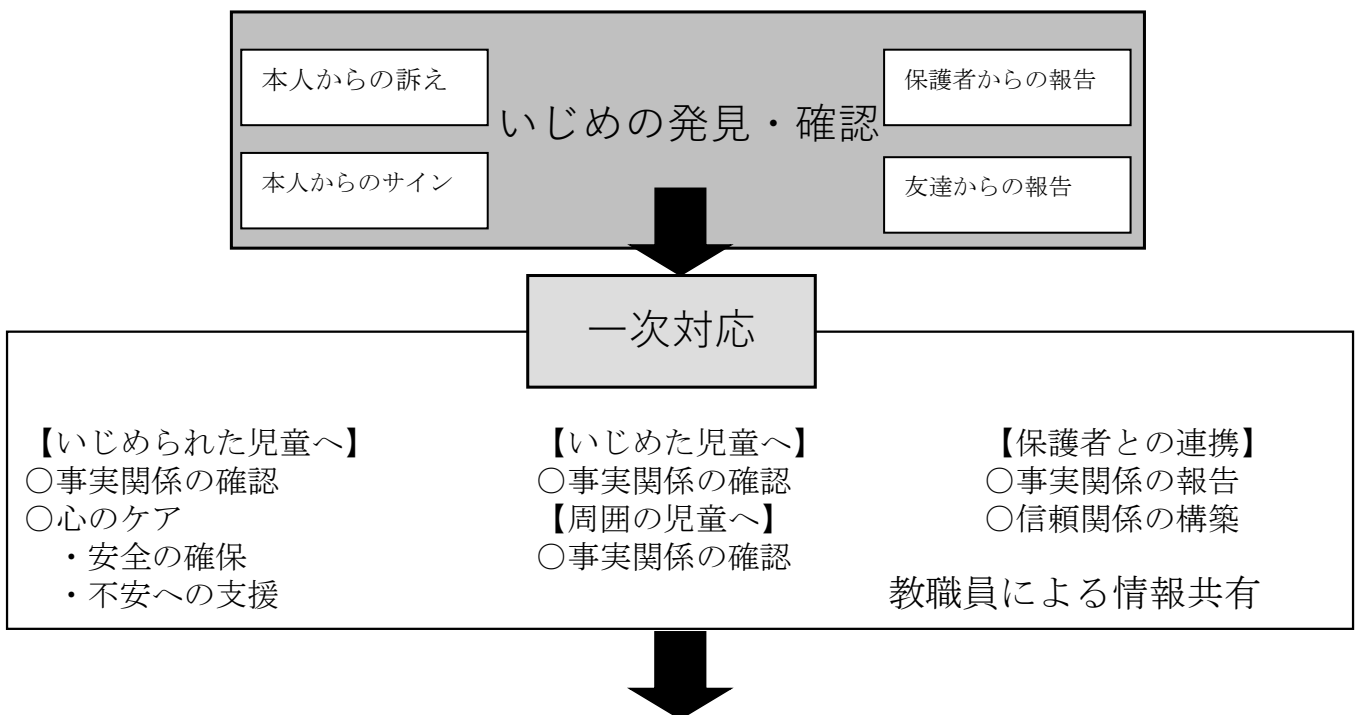
<いじめ発生時における連絡体制>

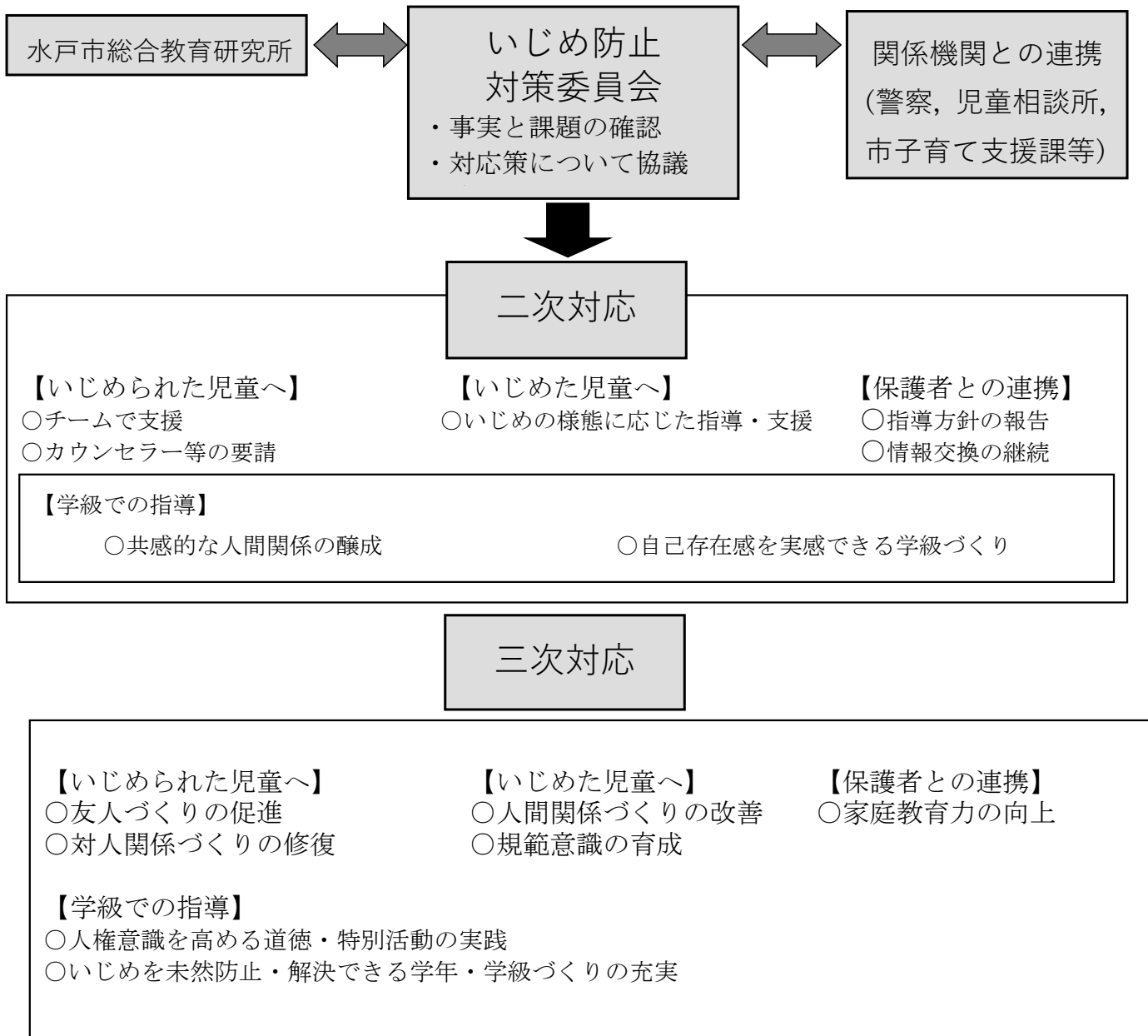


<いじめ問題の解消のために>

- 学級全体が被害者を嫌悪するようないじめの場合には、被害者の孤立感を代弁しながら、加害者を相手の立場に立たせていくような指導を行う。
- 同性の仲間集団に見られるグループ間の力関係を誇示するようないじめの場合には、加害者に自分の行為を客観的に見つめ直すような指導を行う。
- 被害者が仲間集団に拘束されているような場合には、集団内での行為が悪ふざけなのかいじめなのかを区別する必要がある。その場合、加害者は「責任の回避」や「危害の否定」、「非難する者への非難」などいじめを正当化することがある。当事者だけでなく、それ以外の言動や日頃の観察を通じた指導が必要である。

<いじめ問題への対応の流れ>





4 家庭における役割

保護者は、子の教育について第一義的責任を有するもの（教育基本法第 10 条より）であり、

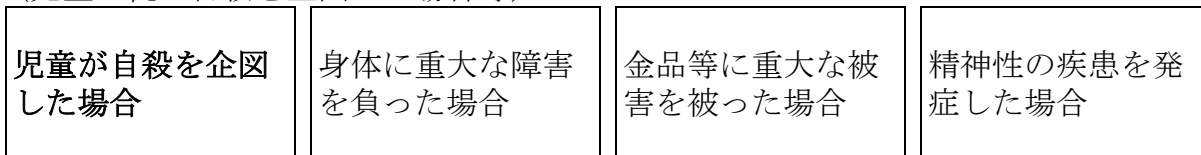
我が子がいじめを行うことのないよう、日頃から規範意識を養うための指導、その他の必要な指導を行うよう努めなければならない。そのためにも、家族の一人一人が、いじめに対する正しい認識をもつことが必要である。相手の立場になり物事を考える場を家庭生活の中で積極的に取り入れ、自分さえ良ければという身勝手な言動のない、適切な家庭環境をつくり、学校へ送り出すという意識が大切である。

また、子の変化を見逃さずに、必要とあれば、学校へ直ぐに連絡できる日頃からの関係づくりも必要である。子がいじめに関与した時には、その事実を謙虚に受け止め、子と共に悩み考え、行った行為に向き合い、いじめを受けた子に心から謝罪しようとする姿勢をもつことが大切である。

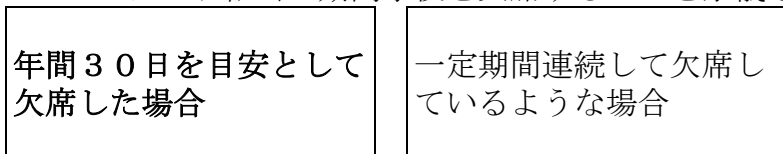
5 重大事態への対処

(1) 重大事態とは

- ① 「いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」
(児童生徒が自殺を企図した場合等)

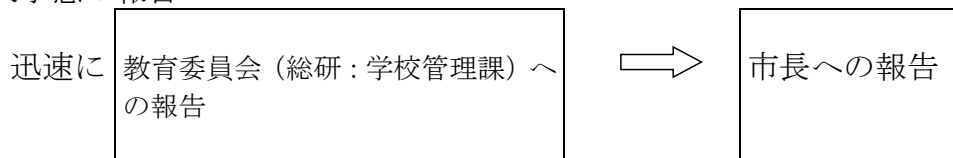


- ② 「いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」



(※「児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき」を含む。)

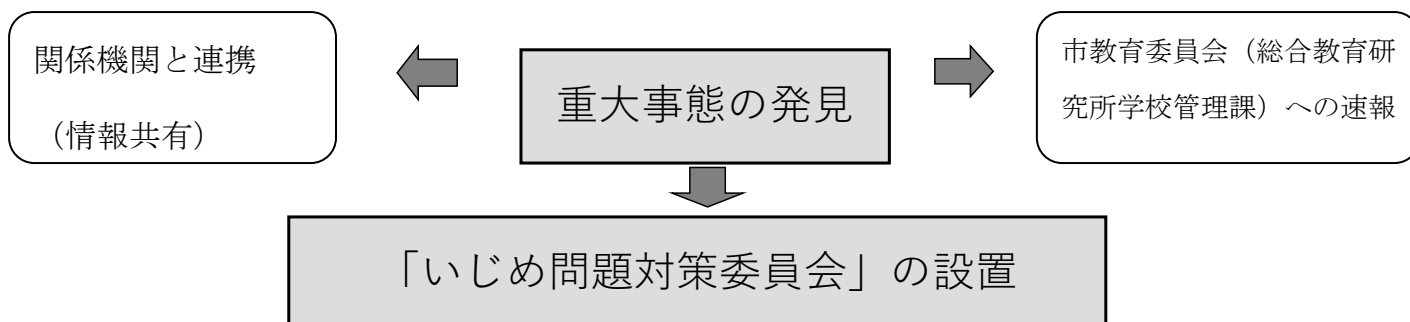
(2) 重大事態の報告



(3) 重大事態の調査（「いじめ防止対策委員会」の設置）

- ① 重大事態が生じた場合は、市教育委員会の提示のもと市教育委員会主管で組織を設ける。弁護士、精神科医、SC、スクールソーシャルワーカー（SSW）等の専門的知識を有するものなど、第三者からなる組織とし調査する。
- ② 重大事態が発生したことを真摯に受け止め、全校児童及び保護者に対しアンケート調査等を行い、事実関係を把握し、調査結果を速やかに学校の設置者に報告する。その際、被害児童の学校復帰が阻害されないよう配慮する。
- ③ いじめを受けた児童及びその保護者に対しては、学校として説明責任があることを自覚し、真摯に情報を提供する。その際、個人情報の保護に関する法律等を踏まえる。

< 重大事態への対応の流れ >



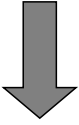
【構成メンバー】
校長，教頭，教務主任，生徒指導主事，担任，学年主任，養護教諭，特別支援コーディネーター，SC，SSW，弁護士，医師，警察，市教育委員会 等



事実確認調査・情報収集・情報提供・説明責任
○「誰がどう動くか」の役割決定・確認，全職員が迅速に
☆情報の収集 ☆情報の一本化 ☆窓口の一本化

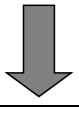
いじめられた児童・保護者

いじめた児童・保護者



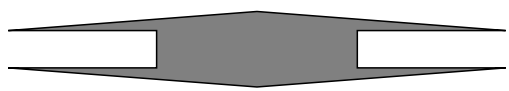
身柄の安全確保
安心して告白を
絶対に守ってあげる
学習環境の確保

関係児童への指導・援助
保護者・地域社会
への啓発活動



事実確認
いじめは絶対に許されない
(出席停止等も視野に)

情報共有



対策検討

担任 児童 保護者 地域 関係機関（警察等）



報道等への対応 教育委員会との連携 学校評価 取組の分析，改善
事後観察・支援の継続 ケア等日常観察・関係機関等との連携

※ 重大事態を認知した時点で，緊急いじめ問題対策協議会を立ち上げ，組織的に対応する。同時に，校内サポートチームによって，児童のメンタルヘルスのケアを行う。

(4) 重大事態の国への報告

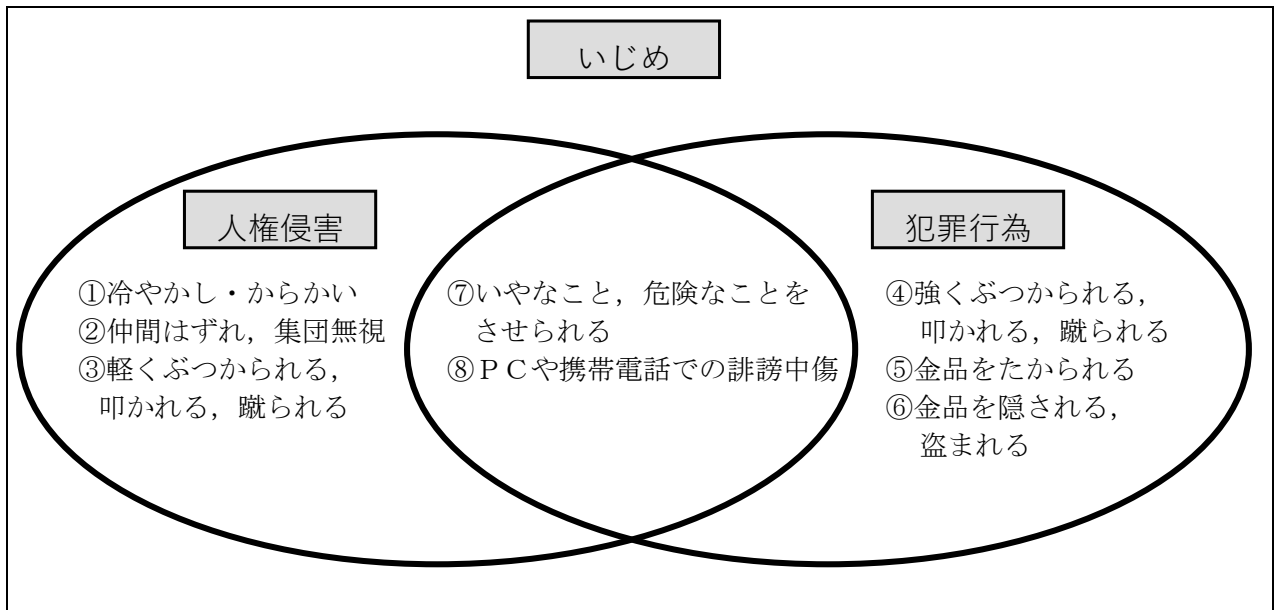
文部科学省及び子ども家庭庁が必要な情報を共有することで、法第28条に基づく調査における第三者性の確保や運用についての改善などの必要な対策を講じるとされているため、市は県、県は国に、重大事態に関する報告・相談を行う。

II 資料

1 いじめ問題の理解

(1) いじめの態様

- ① 冷やかしからかい、悪口や脅し、いやなことを言われる。
- ② 仲間はずれ、集団から無視される。
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ 強くぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ⑤ 金品をたかられる。
- ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑧ パソコンやスマートフォン、タブレット等で、誹謗中傷やいやなことをされる



(2) いじめの構造

いじめは、単にいじめられる児童といじめる児童の関係だけでとらえることは難しい。いじめは「観衆」や「傍観者」などの周囲の児童の反応が大きく影響している。



2 いじめ防止対策推進法（概要）

第一章 総 則

- 1 「いじめ」を「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校（※）に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義すること。
※小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）
- 2 いじめの防止等のための対策の基本理念、いじめの禁止、関係者の責務等を定めること。

第二章 いじめの防止基本方針等

- 1 国、地方公共団体及び学校の各主体は「いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針」の策定を定めること。
- 2 地方公共団体は、関係機関等の連携を図るため、学校、教育委員会、児童相談所、法務局、警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができること。

第三章 基本的施策・いじめの防止等に関する措置

- 1 学校の設置者及び学校が講ずべき基本的施策として①道徳教育等の充実、②早期発見のための措置、③相談体制の整備、④インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進を定めるとともに、国及び地方公共団体が講ずべき基本的施策として⑤いじめの防止等の対策に従事する人材の確保等、⑥調査研究の推進、⑦啓発活動について定めること。
- 2 学校は、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員、心理、福祉等の専門家その他の関係者により構成される組織を置くこと。
- 3 個別のいじめに対して学校が講ずべき措置として①いじめの事実確認、②いじめを受けた児童生徒又はその保護者に対する支援、③いじめを行った児童生徒に対する指導又はその保護者に対する助言について定めるとともに、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときの所轄警察署との連携について定めること。
- 4 懲戒、出席停止制度の適切な運用等その他いじめの防止等に関する措置を定めること。

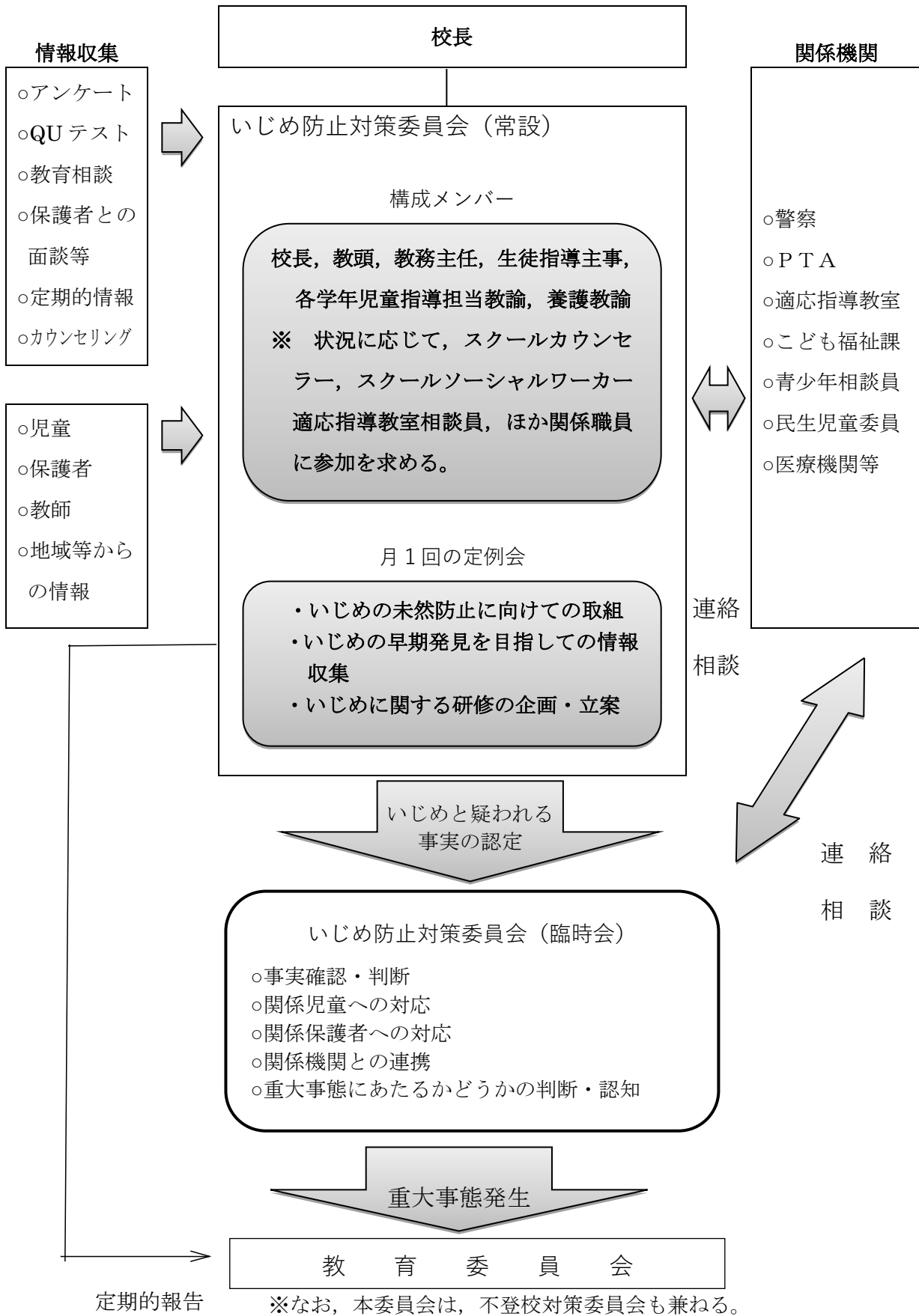
第五章 重大事態への対処

- 1 学校の設置者又はその設置する学校は、重大事態に対処し、及び同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行うものとする。こと。
 - 一 いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
 - 二 いじめにより児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
- 2 学校の設置者又はその設置する学校は、1の調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、必要な情報を適切に提供するものとする。
- 3 地方公共団体の長等に対する重大事態が発生した旨の報告、地方公共団体の長等による1の調査の再調査、再調査の結果を踏まえて措置を講ずること等について定めること。

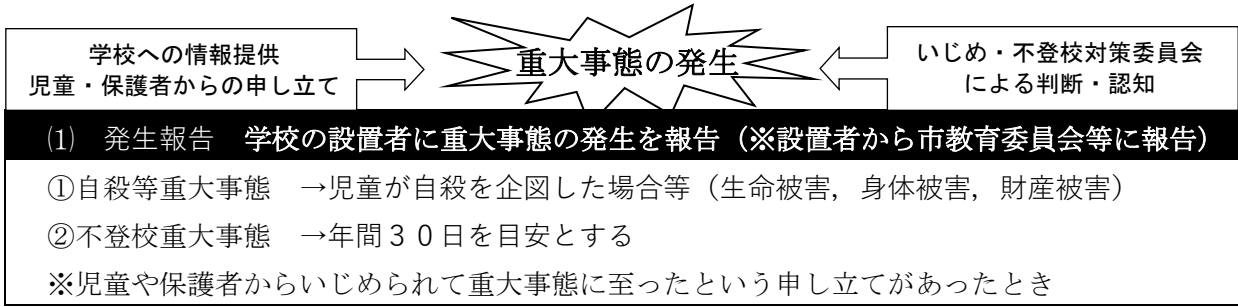
第六章 雑 則

学校評価における留意事項及び高等専門学校における措置に関する規定を設けること。

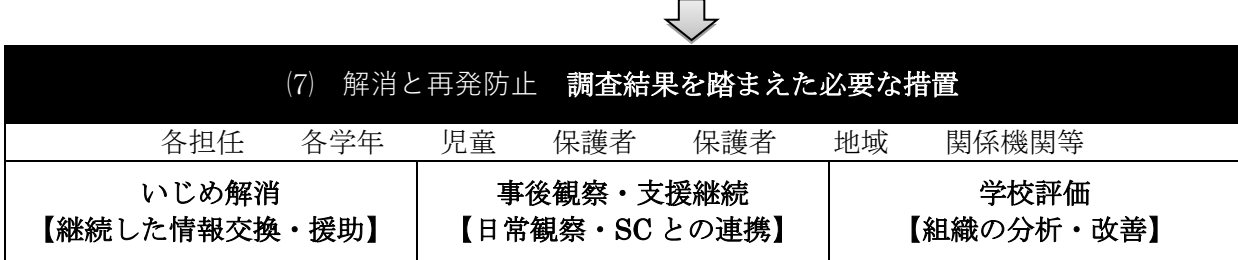
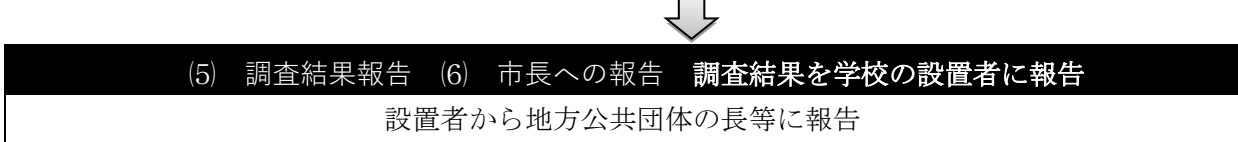
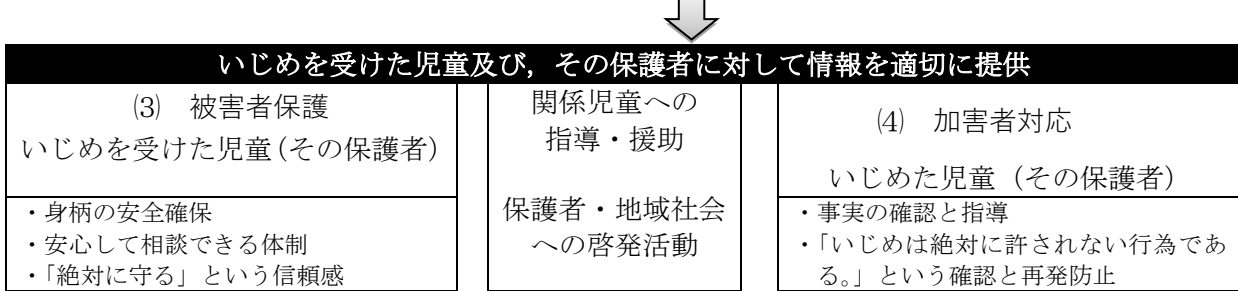
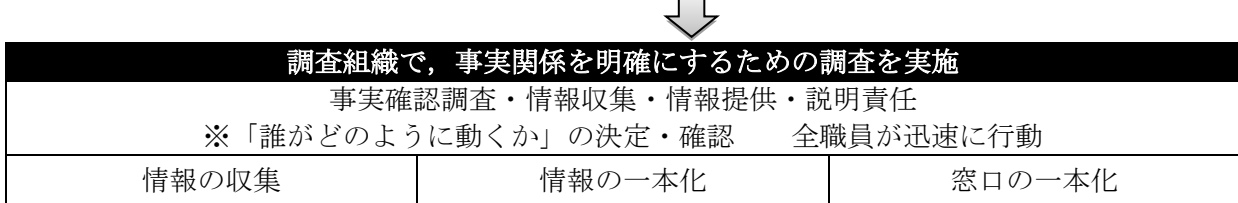
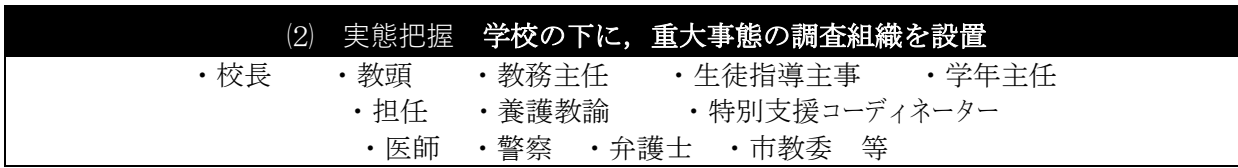
稲荷第二小学校「いじめ防止対策委員会」組織図



稲荷第二小学校 重大事態 対応フロー図



いじめ防止対策委員会の実施 (学校が調査主体となる場合)



学校の設置者が調査主体となる場合

学校は, 設置者の指示のもと, 資料の提出など, 調査に協力する。